

社会福祉法施行令

社会福祉法施行令

昭和三十三年六月二十七日政令第八十五号

〔厚生大臣署名〕

平成一八年 九月二六日号外政令第三二〇号〔障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令一六条による改正〕

社会福祉事業法第十三条第三項ただし書の市を指定する政令をここに公布する。

社会福祉法施行令

内閣は、社会福祉事業法（昭和二十六年法律第四十五号）第十三条第三項ただし書の規定に基き、この政令を制定する。

（第一条 略）

（民生委員審査専門分科会）

第二条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名するものとし、その数は十人以内とする。ただし、議会の議員のうちから指名される委員の数は、三人を超えてはならない。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第三条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

（第四条以降 略）